ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

令和５年　　月　　日

令和５年執行　岐阜県議会議員選挙（　　　　　選挙区）

候補者

記

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名及び住所（法人の場合は名称、所在地及び代表者の氏名） |  |
| 作　成　枚　数 | 枚 |
| 作　成　金　額 | 円 |
| 当該選挙区におけるポスター掲示場数 | 　　　　　箇所 |

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、選挙の期日後、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書とポスター作成枚数確認書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

⑴　枚　数　　当該選挙区におけるポスター掲示場数×２枚

⑵　限度額　　限度額＝単価×ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数

　　　　なお、単価は次の式で算出します。

　　　　　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 316,250円＋541円31銭×ポスター掲示場数 | ＝単価 |
| ポスター掲示場数 |

　　　　　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

|  |  |
| --- | --- |
| 316,250円＋270,655円＋28円35銭×(ポスター掲示場数－500) | ＝単価 |
| ポスター掲示場数 |

(注)いずれも１円未満の端数は、１円とする。